

第5章 基本計画

(第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 p-90~93)

1-5 認知症施策の推進

令和6年(2024年)1月に施行された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることが求められており、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要であるとしています。

本市においては、「認知症基本法」に基づき、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発による認知症バリアフリーの推進、認知症高齢者等の意思決定支援、認知症高齢者等とその家族が気軽に通える通いの場の推進、認知症に関する相談支援体制の構築、チームオレンジの推進、切れ目のない保健医療福祉サービスの提供等、認知症施策の一層の推進に努めます。

〈主な取組〉

(1) 認知症高齢者の意思決定支援

① 成年後見制度利用支援事業	担当
◆ 判断能力が不十分な認知症高齢者等において、成年後見制度の利用を支援するために、申立てに必要な経費や成年後見人等の報酬に対し、助成を行います。	高齢福祉課
② ACP(人生会議)の普及啓発	担当
◆ 人生観や価値観、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化するため、地域や教育機関においてACPの周知啓発を推進し、本人の意思決定を支援する体制の構築を図ります。	高齢福祉課
③ ヘルプカードの普及啓発	担当
◆ 認知症の人が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるための内容を記載した、ヘルプカードの普及啓発を推進することにより、安心して外出や買い物等ができる環境の構築を図ります。	高齢福祉課 社会福祉課
④ 意思決定支援を行える人材の育成	担当
◆ 本人が、自らの意思に基づいた生活を送れることを目指し、医療介護福祉関係者が、本人の意思決定を尊重した支援を行うことができるよう研修等を行います。	高齢福祉課

(2) 認知症高齢者の家族等に対する支援

① 介護者支援事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の人等の介護者同士が、交流やリフレッシュを行うことにより不安やストレスを共有する場を提供し、介護に対する負担感の軽減を図ります。あわせて介護者に向けた情報提供を行います。 ◆ 介護と仕事の両立を希望する家族が、介護による離職を強いられることなく、適切に介護サービスを利用し、不安や悩みを軽減できるよう相談や情報提供を行います。 	高齢福祉課
② 行方不明の恐れがある人の家族を支援する制度	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行方不明になる恐れのある人の写真や緊急連絡先等の情報を登録し、警察署及び担当地域包括支援センターと情報共有することで、行方が分からなくなった際の捜索に役立てます。(徘徊高齢者事前登録制度) ◆ 認知症等により徘徊の恐れがある高齢者の見守りとその家族の不安及び負担軽減のために、居場所を捕捉できる発信機(GPS)を貸与します。 	高齢福祉課
③ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 徘徊高齢者事前登録制度の登録を行った人のうち、一定の条件を満たす人に対して、偶然の事故等で損害賠償責任を負った場合等に保険金を受け取ることができる保険への加入の助成を行います。 	高齢福祉課

(3) 認知症の理解と知識の普及

① 認知症の理解と知識の普及	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民、地域団体、学校、市内企業等に対して、認知症を正しく理解してもらえるよう本人視点等も取り入れながら、広報、市ホームページ等を活用して、周知啓発を行います。 ◆ 認知症講演会や認知症月間である9月には、各種イベントや市民への情報発信等、普及啓発活動を行います。 	高齢福祉課
② 認知症サポーター養成講座・チームオレンジの育成	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における認知症の人や家族介護者を支援する認知症サポーター養成講座を、一般市民や学校に加え、多くの職域、団体、自治会等で開催します。 ◆ 認知症サポーターの講師役であるキャラバンメイトの育成を図ります。 ◆ 認知症サポーター養成講座のステップアップ講座である、おたがいさまねっと講演会を開催します。 ◆ 認知症サポーターがチームを組み、認知症の人やその家族に対し支援を行うチームオレンジを育成します。認知症の人もメンバーとして参加します。 	高齢福祉課

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援

① 認知症地域支援推進員の活動	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の人に対し効果的な支援が行われる体制の構築と、地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図るための取組を推進するため、認知症地域支援推進員を配置しています。 ◆ 認知症地域支援推進員は、キャラバンメイト、認知症サポーター、医療・介護関係者、地域住民等と連携を図るための取組、認知症の人やその家族の相談体制を構築する取組等を行います。 ◆ 「認知症カフェ」等の開設等、関係機関と連携した事業の企画・調整を行います。 	高齢福祉課
② 「おれんじスペース」登録事業	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の人やその家族が利用しやすい居場所を提供できる商業施設や店舗、医療介護福祉施設、公共施設、個人宅等の場所を、「おれんじスペース」として登録することにより、認知症の人やその家族にとって、生活のあらゆる場面で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を推進します。 ◆ 情報交換・相談・講座・レクリエーションやイベント等の交流や学びの会を開催している「認知症カフェ」の普及を図ります。 	高齢福祉課
③ 企業向け認知症サポーター養成講座	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業や職域に向けて地域包括支援センターが出前講座をします。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人「認知症バリアフリー」の地域づくりを推進します。 	高齢福祉課
④ おたがいさまねっとメールの配信	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 迷い人の検索情報、知識の普及、研修会、講演会の開催案内等、認知症に関する情報を発信し、関心を持ってもらえる取組を行います。 	高齢福祉課
⑤ 若年性認知症の支援	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症安心ガイドに若年性認知症のページを設ける等、普及啓発を行います。 ◆ 若年性認知症の人に固有の課題を含め、本人の思いを尊重し、愛知県若年性認知症総合支援センターのコーディネーターと連携して支援を行います。 	高齢福祉課

(5) 切れ目のない保健医療福祉サービスの提供

① 認知症ケアパスの周知	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)に基づき、生活機能障害の進行に合わせて、受けられる医療・介護サービス等について、認知症高齢者とその家族等に提示します。 ◆ 広報等を通じて、認知症ケアパスの周知を図るとともに、認知症に対応できる社会資源のさらなる充実と適切なケアマネジメントに努めます。 	高齢福祉課
② 認知症初期集中支援チームによる早期対応	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の人やその家族に早期に関わり、アセスメントや家族支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置しています。 ◆ 認知症に対する市民や専門職の理解を深め、相談窓口の周知等により、早期に認知症支援のネットワークで支えることができる環境整備を推進します。 	高齢福祉課
③ 認知症疾患医療センターとの連携	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症に関する詳しい診断、行動・心理症状や身体合併症へ対応する専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターと連携を強化し、認知症の高齢者や家族を支える体制を充実します。 	高齢福祉課
④ 関係者間のネットワーク構築	担当
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう認知症疾患医療センター、地域のかかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター、介護サービス従業者等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図ります。 	高齢福祉課

